

## 京丹後市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成19年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成19年9月3日

京丹後市監査委員 小松 通 男

京丹後市監査委員 松 本 信 之

1 監査の種類 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象団体

- ① 丹後観光協会連絡協議会
- ② (財)丹後地域地場産業振興センター
- ③ (財)京都府丹後文化事業団

3 監査の期間 平成19年5月28日～平成19年8月30日

4 監査の方法

出納その他の事務が適正に行われているか。また、補助金の交付目的に沿って、効率的かつ効果的に事業が実施されているか等について、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

5 監査の結果

いずれの団体も設立の目的、補助金等の交付の目的に沿って事業が実施されているものと認められたが、一部、事業内容、経理内容において検討、改善を要するものがあった。

財政援助団体においては、京丹後市から支出される補助金が公金であることに十分留意し、適正かつ効率的、効果的な支出に努めるよう要望するものである。

また、市の所管部局は、団体の事業内容、経理内容を十分に精査・確認し、い

っその適切な指導、助言に努められたい。

各団体における監査の結果は、次のとおりである。

(1) 丹後観光協会連絡協議会

ア 補助金名 丹後観光協会連絡協議会補助金

イ 補助金額 9,000 千円

ウ 団体の概要

6 町各観光協会の連携を図るとともに、観光事業の総合的な振興と観光協会組織の統合化を推進するため、平成 17 年に設立された。

エ 平成 18 年度の決算の状況

(単位:円)

収入額	支出額	収支差引額
10,947,151	10,663,206	283,945

オ 平成 18 年度の補助対象事業の決算状況

(単位:円、%)

収入額 (A)	支出額 (B)	収支差引額	補助率(A/B)
9,000,000 (市補助金)	10,663,206	△1,663,206 6 町観光協会会費、 前年度繰越金等で対応	84.4

カ 監査の結果

補助金に係る事業は、所期の目的に沿って努力されているが、事業執行、経理事務について、次の点について留意されたい。

- ① 各観光協会のホームページ管理費や観光マップ増刷費、機関紙発行費、観光宣伝費、イベント宣伝費等に対して支出補填をしている。各観光協会には運営費補助金（総額 27,143 千円）が京丹後市から交付されており、本協議会の設立趣旨から、各観光協会の統合化を展望した統括的な事務事業に支出すべきである。
- ② 収支決算において、各観光協会への支出金を含めた総額 4,524,415 円（決算額の 42%）の未払金が計上され、支払いの完了は 7 月となっている。市の補助金確

定額の算出や、適切な会計処理を図る上で、早期の資金調達の調整が必要である。

#### キ 要望等

事業運営にあたっては、補助金の交付目的に沿った適切な運営に配慮されたい。

本協議会が「各観光協会の連携を図り、組織の統合化を推進する」という設立趣旨に沿って、補助金が効果的に執行され、本市の重要な観光産業の発展に大きく寄与することを強く望むものである。

補助金交付の所管部局は、交付金が適切かつ効果的に執行され、事業効果を十分にあげているかどうか、適正な会計処理となっているか等、事業内容、経理内容を十分に精査・確認し、適切な指導、助言に努められたい。

また、事業費の多くを市に依存している中で未払金が生じており、補助金の全部又は一部の事前交付の適用等による資金調達の調整が必要と思われる。

### (2) (財)丹後地域地場産業振興センター

ア 補助金名 (財)丹後地域地場産業振興センター運営費補助金

イ 補助金額 31,476 千円

ウ 団体の概要

丹後地域における地場産業の振興を図るうえで必要な事業を行い、地域産業経済の活性化と地域住民の生活向上に寄与することを目的に昭和 59 年に設立された。

エ 平成 18 年度の決算の状況

(単位:円)

収 入 額	支 出 額	収支差引額
118,844,678 (内、借入金 10,300 千円)	118,362,776	481,902

オ 平成 18 年度の補助対象事業の決算状況

(単位:円、%)

収入額 (A)	支出額 (B)	収支差引額	補助率 (A/B)
43,360,140	81,678,636	△38,318,496	53.1
31,476,000 (市補助)		借入金、事業収入等で対応	(市補助率 38.5)
9,667,220 (府補助)			
2,216,920 (国補助)			

カ 監査の結果

補助金に係る事業は、所期の目的に沿って執行されており、経理事務は概ね良好に処理されているものと認められたが、次の点について留意されたい。

- ① 旅費規程等は、京丹後市職員と同様の取り扱いとしているが、宿泊費・交通費が京丹後市の改正(減額)前のままで、増額支給となっているものがあつた。
- ② 宿泊を伴う旅費の実費払いで、金額確認のできる書類の添付がないものがあつた。

キ 要望等

適切な会計処理に、より一層努められるとともに、補助金が効率的、効果的に執行されているかどうかの自己点検を、今後とも怠ることなく、地場産業の振興と地域産業経済の活性化に大きく貢献することを強く期待するものである。

所管部局にあつては当該団体の支援と併せ、事業遂行に適切な指導、助言等に引き続き努められたい。

(3) 京都府丹後文化事業団

ア 補助金名 京都府丹後文化事業団運営費補助金

イ 補助金額 29,392 千円

ウ 団体の概要

芸術・文化の創造活動を奨励・育成し、すぐれた芸術・文化の公開を行うとともに、京都府及び丹後各市町の文化事業に協力し、丹後地域における豊かな文化

の振興及び普及に寄与することを目的とし、昭和 54 年に設立された。

エ 平成 18 年度の決算の状況

(単位:円)

収 入 額	支 出 額	収支差引額
45,594,637	43,053,068	2,541,569

オ 平成 18 年度の補助対象事業の決算状況

(単位:円、%)

収 入 額 (A)	支 出 額 (B)	収支差引額	補助率 (A/B)
29,392,000	43,053,068	△13,661,068 事業収入等で対応	68.3

カ 監査の結果

補助金に係る事業は、所期の目的に沿って執行されているものと認められたが、事務処理において、一部、改善等を必要とするものがあつた。

- ① 契約締結において、契約日は、契約当事者の債権債務の承認日であることから、契約履行の根幹をなすものであるが、提出のあつた契約書の全てに、契約日の記入がなかつた。
- ② 什器備品台帳の整備が出来ていない。また、減価償却費の明細がない等、財産の適正管理が必要である。
- ③ 補助団体からの実績報告及び本市所管課からの補助金確定通知が、当年度会計整理期間(4～5 月)を経過してからである。補助金等交付規則に則した事務処理がされていない。

キ 要望等

適切な事務処理、会計整理等に、いっそう努力されたい。

所管部局にあつては、補助金の確定にあたり、実績報告の適切な時期での提出の指導をされたい。

補助金が、効率的、効果的に執行されているかどうかの自己点検を、引き続き怠ることなく、豊かな地域文化の振興と普及を図るために、今後とも大きく貢献することを強く期待するものである。